

鶏卵生産者経営安定対策事業

【5, 189 (5, 007) 百万円】

対策のポイント

鶏卵価格が低落した場合に価格差補てんを行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設けることによる需給改善を推進し、採卵養鶏経営の安定を図ります。

<背景／課題>

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、生産構造上、供給過剰を起し易い状況にあります。このため消費減退等の経営環境の変化を踏まえ、鶏卵の価格差補てんと併せて卵価低迷時には抑制的な生産への誘導を行い、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る必要があります。

政策目標

食料・農業・農村基本計画における生産数量目標の達成
245万t（32年度）

<主な内容>

1. 鶏卵価格差補てん事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補てん基準価格を下回った場合、その差額（補てん基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補てんします。

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が通常の季節変動を超えて大幅に下落した場合は、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設ける取組に対し、成鶏1羽当たり150円以内（鶏舎収容可能羽数10万羽以上の生産者）又は200円以内（鶏舎収容可能羽数10万羽未満の生産者）の奨励金を交付します。

補助率：1／4以内、定額
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課（03-3502-5990（直））]

鶏卵生産者経営安定対策について

鶏卵価格が低落した場合に価格差補てんを行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に併せて長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

【概算決定額：52億円】

1. 鶏卵価格差補てん事業

鶏卵の標準取引価格（月毎）が補てん基準価格を下回った場合、その差額（補てん基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補てんする。

〔生産者積立金から3/4を交付し、
国から1/4を補助。〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回った日の30日前から、安定基準価格以上となる日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設けた場合に奨励金を交付する。

○奨励金単価

大規模生産者（10万羽以上）	150円/羽
中小規模生産者（10万羽未満）	200円/羽

